

議案第 80 号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常勤特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（令和元年度における期末手当の特例）

- 3 令和元年度に限り、この条例による改正後の条例第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」に読み替えるものとする。

（期末手当の内払）

- 4 改正後の条例を適用する場合には、この条例による改正前の常勤特別職員の給与に関する条例により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。